

福島県営農再開支援事業

【復旧・復興対策23, 185百万円】

※24年度補正予算で措置

対策のポイント

避難区域等において、農業者が円滑に営農活動を再開できるよう、福島県に基金を設置し、営農再開を目的として行う一連の取組を農地の除染や住民の帰還の進捗に応じて切れ目なく支援します。

<背景／課題>

- ・東京電力(株)福島第一原子力発電所事故の影響により、農畜産物生産の断念を余儀なくされた避難区域等の地域においては、除染終了後から営農が再開されるまでの間の農地等の管理や作付実証等への支援が必要です。
- ・また、避難区域等における円滑な営農再開を推進するため、避難区域等の周辺地域を含め、安全な農畜産物を安定的に生産できる体制の構築が必要です。

政策目標

福島県において生産の断念を余儀なくされた農地のうち、平成29年度末までに農地面積の6割の営農再開を図る。

<主な内容>

福島県に基金を設置し、避難区域等における円滑な営農再開に資する以下の取組を支援する。

1. 避難区域等における営農再開支援

東京電力(株)福島第一原子力発電所事故の影響により、平成23年度以降に農産物生産の断念を余儀なくされた避難区域や作付制限区域等の地域において、除染終了後から営農が再開されるまでの間の農地等の保全管理、鳥獣被害防止緊急対策、放牧対策、営農再開に向けた作付実証、避難からすぐに帰還しない農家の農地の管理耕作、収穫後の汚染防止対策、水稻の作付再開支援及び新たな農業への転換に対して切れ目なく支援することにより、営農再開の推進を図ります。

2. 放射性物質の吸収抑制対策

福島県産農産物の信頼回復を図るため、カリ質肥料の施用等の吸収抑制対策の実施を支援します。

3. 特認事業

営農再開を目指す上で緊急に対応すべき課題に迅速に対応するため、福島県が特に必要とする対策について支援します。

〔 交付率：福島県への交付率は定額(事業実施主体へは事業費の定額、1/2以内)
事業実施主体：福島県、市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体等 〕

(お問い合わせ先：生産局農産部農業環境対策課(03-3502-5956))

福島県営農再開支援事業

- ・ 福島原発事故の影響により、生産の断念を余儀なくされた避難区域等においては、**営農再開に向けた環境が整っておらず**、農地の除染とあわせて、安心して営農ができる環境づくりに取り組まないと、農家の帰還や営農再開は期待できない状況。
- ・ こうしたことから、**福島県に基金を造成すること**により、営農再開を目的として行う一連の取組を、農地の除染や住民帰還の進捗に応じて切れ目なく支援する。

福島県内

避難区域等

(目的)福島県において生産の断念を余儀なくされた農地のうち、平成29年度末までに農地面積の6割の営農再開を図る。

○ 除染後農地等の保全管理

除染後から営農再開までの農地等における除草等の保全管理に対する支援



○ 鳥獣被害防止緊急対策

一斉捕獲活動の実施や大規模な侵入防止柵等の設置に対する支援



○ 放れ畜対策

放れ畜捕獲のための柵の整備等に対する支援

○ 営農再開に向けた作付実証

基準値を下回る農作物生産の確認等のための作付実証に対する支援



○ 避難からすぐに帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援

直ちに帰還しない農業者等の農地を受託し、一時的に行う管理耕作に対する支援

○ 水稲の作付再開支援

水稻の作付再開に必要な代かき等に対する支援

第3段階

○ 新たな農業への転換

経営の大規模化や施設園芸への転換等のために必要な機械・施設のリース導入等に対する支援



放射性物質の吸収抑制対策

福島県産農産物の信頼回復を図るため、カリ質肥料の施用等の吸収抑制対策の実施を支援



カリ質肥料

※その他特認事業を措置